

15

夜間中学の設置促進について

夜間中学の現状

設置状況(平成29年7月時点)

設置主体	学校名	設置主体	学校名
千葉県市川市	大洲(おおす)中学校	大阪府堺市	殿馬場(とのばば)中学校
東京都墨田区	文花(ぶんか)中学校	大阪府岸和田市	岸城(きしき)中学校
東京都大田区	糞谷(こうじや)中学校	大阪府東大阪市	布施(ふせ)中学校
東京都世田谷区	三宿(みしゆく)中学校	大阪府東大阪市	長栄(ちようえい)中学校
東京都荒川区	第九中学校	大阪府八尾市	八尾(やお)中学校
東京都足立区	第四中学校	大阪府守口市	さつき学園
東京都江戸川区	小松川(こまつがわ)第二中学校	大阪府豊中市	第四中学校
東京都葛飾区	双葉(ふたば)中学校	兵庫県神戸市	丸山(まるやま)中学校西野(にし)の分校
東京都八王子市	第五中学校	兵庫県神戸市	兵庫(ひょうご)中学校北分校
神奈川県川崎市	西中原(にしなかはら)中学校	兵庫県尼崎市	成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校
神奈川県横浜市	蒔田(まいた)中学校	奈良県奈良市	春日(かすが)中学校
京都府京都市	洛友(らくゆう)中学校	奈良県天理市	北中学校
大阪府大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校	奈良県橿原市	畝傍(うねび)中学校
大阪府大阪市	天満(てんま)中学校	広島県広島市	観音(かんおん)中学校
大阪府大阪市	文(ふみ)の里(さと)中学校	広島県広島市	二葉(ふたば)中学校
大阪府大阪市	東生野(ひがしいくの)中学校		

(参考1)年齢別生徒数(平成29年7月1日現在)
※日本国籍を有しない者1,356人(80%)

年齢	学齢者	15~19	20~29	30~39
(人)	0	342	285	225

40~49	50~59	60~	計
217	162	456	1,687

(出典:平成29年度夜間中学等に関する実態調査)

(参考2)未就学者数(*)の状況

調査実施年	平成2年	平成12年	平成22年
(人)	217,605	158,891	128,187

昭和35年	昭和45年	昭和55年
1,488,300	599,755	308,639

(出典:平成22年国勢調査)

*「未就学者」の定義
ここでいう「未就学者」とは、平成22年国勢調査において、在学したことのない人又は小学校を中途退学した人とされている12万8,187人(日本国籍12万239人、外国籍7,948人)をいう。したがって、小学校は卒業したが中学校に入学しなかった人や、中学校を中退した人の数は含まれていないため、次期調査(平成32年)における項目の見直しを要請中である。

生徒の状況(平成29年7月時点)

(1) 夜間中学に通う生徒数

⇒ 1,687名 そのうち、義務教育未修了者は258名(15.3%)、入学希望既卒者は73名(4.3%)

(2) 夜間中学で学ぶ生徒の属性について

⇒ ① 60歳以上の生徒 … 456人(27.0%) ② 15~19歳の生徒 … 342人(20.3%)

(3) 夜間中学卒業後の進路について(本年3月の卒業生:344名)

⇒ ① 高等学校進学 … 155人(45.1%) ② 就職 … 60人(17.4%) など

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

【議員立法 平成28年12月14日公布】

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 学齢期を経過した者であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられています。
- これを受け、地方公共団体においては、
 - ・ 夜間中学を新たに設置すること
 - ・ 夜間中学を既に設置している場合は、受け入れる対象生徒の拡大を図ること などに取り組むことが求められます。
- この点、基本指針においては「全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置される」ことを目指し、文部科学省として、都道府県によるものも含め、夜間中学等の設置を促すとともに、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援等を推進することとしています。
- また、各地方公共団体においては、近隣の市町村と連携協力して就学機会の提供を図るなどの理由から夜間中学を設置しない場合においても、例えば、
 - ・ 他の市町村の夜間中学の設置・運営に関する経費の一部分担
 - ・ 当該地方公共団体内の希望者が通学可能な夜間中学についての積極的な広報や相談窓口の開設
 - ・ 就学機会の提供につながる、いわゆる自主夜間中学等での学習活動への支援 などに取り組むことが必要です。
- 既に夜間中学を設置している市町村においては、個々の生徒のニーズや年齢、経験等の実情に応じた教育課程・指導上の工夫を図るとともに、不登校となっている学齢生徒の受け入れなど、実質的に十分な教育を受けられていない多様な生徒の受け入れについても検討することが求められます。

第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)

目標(15)多様なニーズに対応した教育機会の提供

○ 夜間中学の設置・充実

「学齢経過者であって、小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、修学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。」